

基安安発 0225 第 2 号
令和 8 年 2 月 25 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
(契 印 省 略)

「高年齢者の労働災害防止のための指針」について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」という。）が公表され、「高年齢者の労働災害防止のための指針」について」（令和 8 年 2 月 10 日付け基発 0210 第 1 号。以下「施行通達」という。別添 1）により指針の留意事項が示されたところである。

施行通達に係る補足事項は下記のとおりであるので留意の上、事業者及び関係事業者団体等に対する周知を図るとともにその運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 体力チェックの方法について

施行通達記の 5 (2) ウにおいて体力チェックの方法が例示されているところ、その詳細は次のとおり。

(1) ステップテストによる簡易体力測定、質問紙による全身持久力評価について

簡易体力測定、質問紙による全身持久力評価の手法については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が開発した J-NIOSH ステップテスト（JST）、J-NIOSH ステップテスト 2（JST2）又は WLAQ があること（別添 2）。

なお、安衛研では本手法に関する調査研究を継続していることから、最新の情報は安衛研ホームページを参照いただきたいこと。

【安衛研 体力測定ホームページ】

<https://tairyoku.records.johas.go.jp/>

(2) 文部科学省が実施する新体力テストについて

新体力テストは、文部科学省（スポーツ庁）が実施する「体力・運動能力調査」で用いられており、その実施要項及び実施結果は文部科学省（スポーツ庁）ホームページを参照すること。

【新体力テスト実施要項】

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/stamina/03040901.htm

【新体力テスト実施結果】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1368222_00002.htm

2 治療のための服薬をしながら働く労働者について

施行通達記の 6 (1) ウにある「別途示す予定の通達」とは、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 8 章の規定等の施行等について（通達）」（令和 8 年 2 月 24 日付け基発 0224 第 6 号、職発 0224 第 29 号）を指すこと。

3 ヒヤリ・ハット事例の活用について

施行通達記の 8 の「厚生労働省ホームページのヒヤリ・ハット事例集」については、職場のあんぜんサイトに掲載していること。

【ヒヤリ・ハット事例（職場のあんぜんサイト）】

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/hiyari/anrdh00.html>

4 国、関係団体等による支援について

施行通達記の 9 (1)にある「厚生労働省で実施する補助制度」については、エイジフレンドリー補助金があること。

【エイジフレンドリー補助金（厚生労働省 HP）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html